

第4期 鹿屋市 障害福祉計画

平成 27 年度～平成 29 年度

平成 27 年 3 月



鹿児島県 鹿屋市

～ 目 次 ～

第1部 総 論

【第1章 基本的な考え方】

1	計画の位置づけと性格・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	計画策定に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	4

第2部 各 論

【第1章 目標値の設定】

1	福祉施設から地域への移行・・・・・・・・	5
2	地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・	6
3	福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・	7

【第2章 障害福祉サービスにおける見込量】

1	訪問系サービス・・・・・・・・	9
2	日中活動系サービス・・・・・・・・	11
3	居住系サービス・・・・・・・・	13
4	相談支援・・・・・・・・	14
5	障害児通所支援・障害児相談支援・・・・・・・・	15

【第3章 地域生活支援事業における見込量】

1 地域生活支援事業（必須事業）	16
2 地域生活支援事業（任意事業）	24

【第4章 サービス見込量確保のための方策】

1 障害福祉サービス	28
2 地域生活支援事業	29
3 地域生活支援拠点等の整備	29

【第5章 計画の推進体制】

1 計画の推進体制整備	30
2 事業実施及び計画の進行管理	30
3 計画の点検・評価	30
4 計画の見直し	30

第3部 資料編

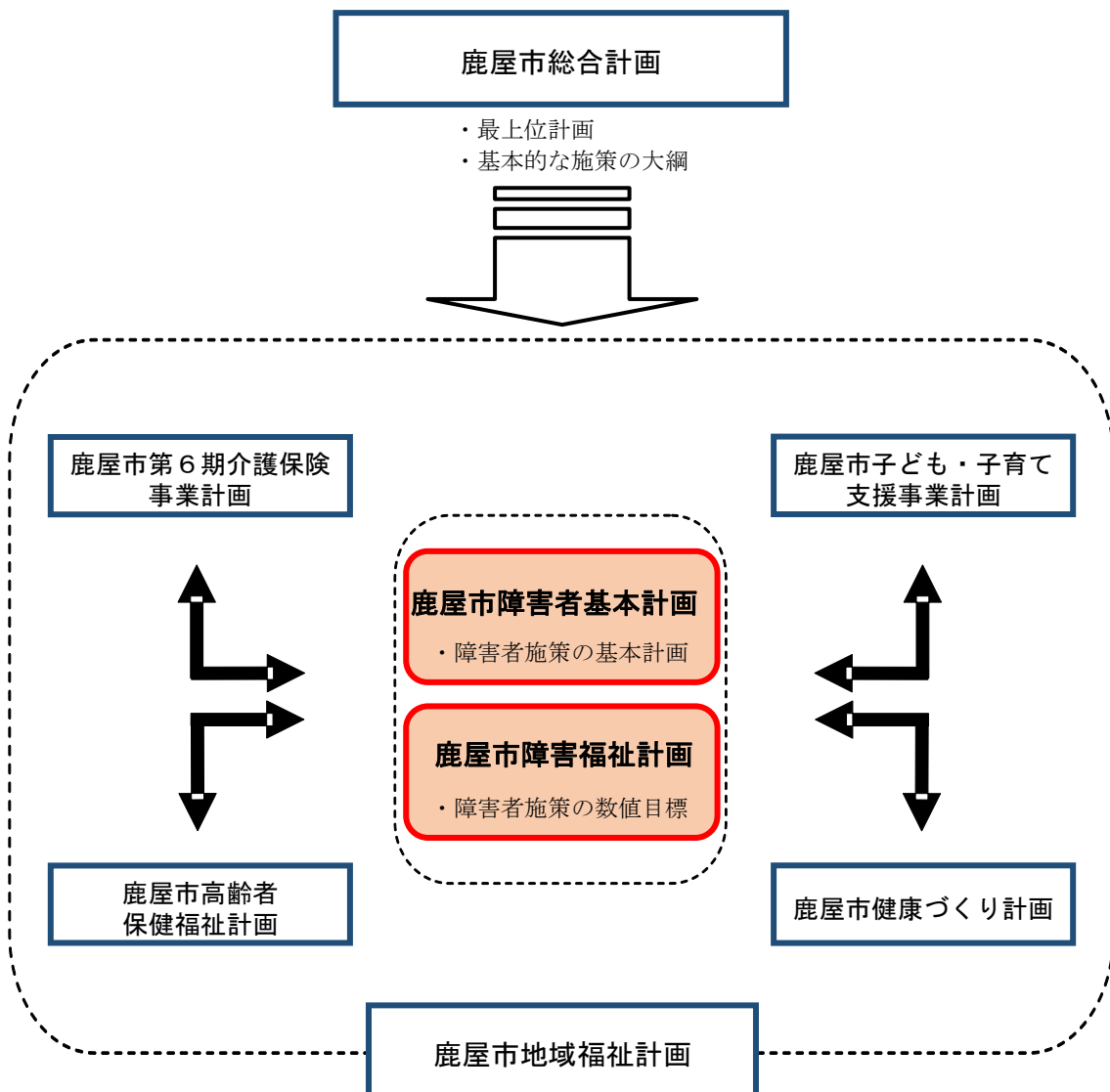
【策定委員会】

1 策定委員会設置要綱	31
2 策定委員会名簿	33

第1章 基本的な考え方

1 計画の位置づけと性格

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定する市町村障害福祉計画として定めるもので、鹿屋市障害者基本計画（障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画）に定める施策のうち、生活環境、雇用・就業などについて数値目標を定めるものです。そして、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画とその他の法律の規定による計画であって、障害のある人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければなりませんと定められています。



2 計画の基本理念

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念及び国が示した基本指針をふまえた3つを基本理念とします。

（１）障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

（２）障害種別によらない一元的な支援

障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などに対し、サービスの充実を図ります。また、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者について、障害福祉サービスの対象であることの周知を図っていきます。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。



3 計画の基本目標

障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保にあたっては、計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

（１）必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、サービスを必要とする障害のある人への訪問系サービスを保障します。

（２）希望する障害者に日中活動サービスを保障

希望する障害のある人へ日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。）を保障します。

（３）グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、就労継続支援事業、自立訓練事業などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用して、地域生活支援の機能を強化します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業や地域生活支援事業などの推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

（５）相談支援の充実を推進

個別の状況に応じたサービス利用ができるよう相談支援事業所と連携し、地域での生活を支援します。

また、相談支援体制をより充実させるため、障害者自立支援協議会などを通じ、地域の課題の改善に取り組みます。

（６）障害児支援の充実を推進

障害のある児童や家族が、学校卒業まで効果的な支援を受けられるように、相談支援事業所や関係機関と連携し、適切なサービスを身近な場所で提供できるよう支援します。

第1部 総論 第1章 基本的な考え方

4 計画の期間

この第4期鹿屋市障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とします。

年 度	計 画 期 間
平成18年度	第1期 鹿屋市障害 福祉計画
平成19年度	
平成20年度	
平成21年度	第2期 鹿屋市障害 福祉計画
平成22年度	
平成23年度	
平成24年度	第3期 鹿屋市障害 福祉計画
平成25年度	
平成26年度	
平成27年度	第4期 鹿屋市障害 福祉計画
平成28年度	
平成29年度	

5 計画策定に向けた取り組み

この第4期鹿屋市障害福祉計画は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である鹿屋市障害者基本計画（第2期：平成27年度～平成35年度）を踏まえ、国の示す基本指針に即して策定しました。

計画策定にあたっては、各分野の障害福祉関係者などで構成される「鹿屋市障害者基本計画策定委員会」や肝属地区2市4町で設置している「肝属地区自立支援協議会」において、計画に関連する事項や計画内容の検討などを行いました。

第1章 目標値の設定

地域生活や一般就労への移行を進める観点から、下記の数値目標を設定するとともに、この目標を達成するために必要なサービス見込量の設定を行います。

1 福祉施設から地域への移行

<国の基本指針>

国の基本指針では、施設入所者の地域生活への移行（入所施設を退所し、グループホームや一般住宅などへ移行）について、次のA～Bを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定すると示されています。

A 平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活に移行すること。

B 施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減すること。

<目標設定の考え方>

地域の実情を勘案して、次のA～Bを目標として設定します。

A 平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の12%が地域生活に移行する。

B 施設入所者数を平成25年度末時点から4%削減する。

◆ 第3期計画の実績

項 目		目 標	実 績
平成17年10月1日時点の施設入所者数・・・244人		①	—
目標値A	①のうち、平成26年度末までの地域生活移行者数	②	74人
	②／①	③	30%
平成26年度末の施設入所者数・・・216人（策定時見込219人）		④	—
目標値B	平成26年度までの施設入所者の削減数（①－④）	⑤	25人
	⑤／①	⑥	10%

※ ②・④・⑤は、平成26年11月末時点の見込みです。

◆ 第4期計画の目標

項 目		目 標
平成25年度末の施設入所者数・・・212人		①
目標値A	平成29年度末までの地域生活移行者数の移行率	②
	平成29年度末までの地域生活移行者数（①×②）	③
目標値B	平成29年度末までの施設入所者の削減率	④
	平成29年度までの施設入所者の削減数（①×④）	⑤
	平成29年度末の施設入所者数（①－⑤）	⑥

2 地域生活支援拠点等の整備

<国の基本指針>

国の基本指針では、「地域生活支援拠点等」について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することが示されています。

地域生活支援拠点等とは、「**地域生活支援拠点**」（地域生活支援の機能強化のため、各地域内で機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点）又は「**面的な体制**」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）をいいます。

また、地域生活支援拠点等は、地域での暮らしの安心感を与え、親元からの自立を希望する人に対する支援などを進めるために、次の機能が求められます。

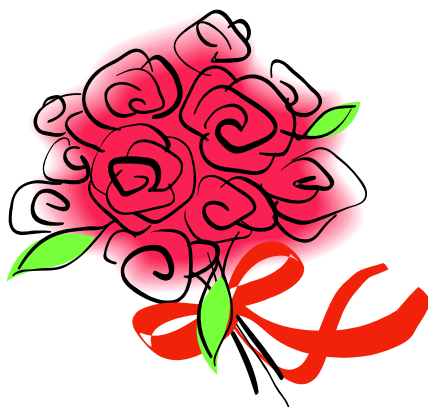
- ① 地域生活への移行、親元からの自立などに係る相談
- ② 一人暮らし、グループホームへの入居などの体験の機会及び場の提供
- ③ ショートステイの利便性・対応力の向上などによる緊急時の受入対応体制の確保
- ④ 人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保
- ⑤ サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置などによる地域の体制づくり

<目標設定の考え方>

「面的な体制」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）により、地域生活支援拠点等の整備を行います。

◆ 第4期計画の目標（新規の項目）

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備	面的な体制の整備



3 福祉施設から一般就労への移行支援

<国の基本指針>

国の基本指針では、福祉施設から「就労移行支援事業等」（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労へ移行した人について、次のA～Cを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定すると示されています。

- A 平成29年度中に、福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の50%以上増加すること。
- B 平成29年度末において、就労移行支援事業等の利用者数を平成25年度末の利用者数から60%以上増加すること。
- C 平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所数を全体の50%以上とすること。

<目標設定の考え方>

地域の実情を勘案して、次のA～Bを目標として設定します。

- A 平成29年度中に、福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績より少なくとも1人増やす。
- B 平成29年度末において、就労移行支援事業等の利用者数を平成25年度末の利用者数から60%増加させる。
- C 平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所数を全体の半数以上にする。

◆ 第3期計画の実績

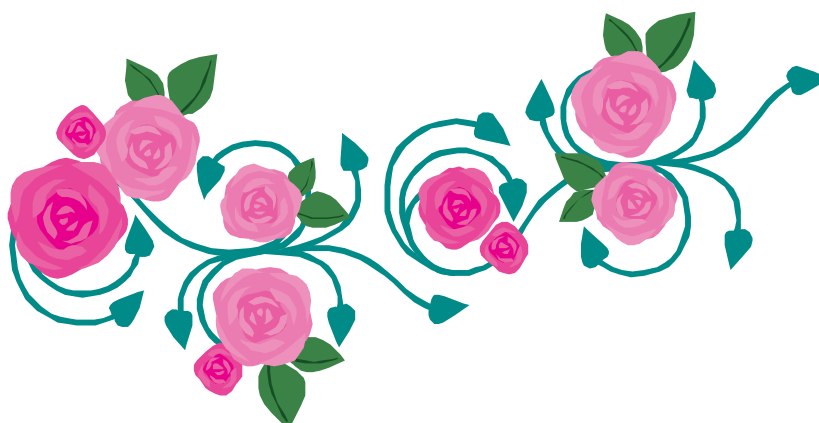
項 目		目 標	実 績
平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数・・・2人		①	—
目標値A	平成26年度中の福祉施設からの一般就労移行者数	②	3人
	②／①	③	150%
平成26年度末の福祉施設利用者数・・・215人 (目標設定時の見込みは240人)		④	—
目標値B	④のうち、就労移行支援利用者数	⑤	48人
	⑤／④	⑥	20%
平成26年度末の就労継続支援利用者数・・・341人 (目標設定時の見込みは114人)		⑦	—
目標値C	⑦のうち、就労継続支援A型利用者数	⑧	12人
	⑧／⑦	⑨	11%

※ ②・④・⑦は、平成26年11月末時点の見込みです。

第2部 各論 第1章 目標値の設定

◆ 第4期計画の目標

項 目		目 標
平成24年度の福祉施設からの一般就労移行者数・・・0人		① —
目標値A	平成29年度中の福祉施設からの一般就労移行者数増加率	② 倍増
	平成29年度中の福祉施設からの一般就労移行者数 (①×②)	③ 1人
平成25年度末の就労移行支援利用者数・・・27人		④ —
目標値B	平成29年度末の就労移行支援利用者の増加率	⑤ 60%
	平成29年度末の就労移行支援利用者の増加数 (④×⑤)	⑥ 17人
	平成29年度末の就労移行支援利用者数 (④+⑥)	⑦ 44人
平成29年度末の就労移行支援事業所数（見込）・・・4事業所		⑧ —
目標値C	平成29年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所の全事業所に対する割合	⑨ 50%
	平成29年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数 (⑧×⑨)	⑩ 2事業所
【 参 考 】 平成25年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数・・・0事業所		⑪ —



第2章 障害福祉サービスにおける見込量

1 訪問系サービス

<事業内容>

居宅介護

障害のある人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護

視覚障害で移動に著しい困難がある人に対し、ヘルパーが外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。

行動援護

知的障害や精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事などの介護、その他の行動する際の必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害があり、意思疎通に著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態、知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助を包括的に提供します。

<見込量算出の考え方>

利用実績、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数や量の見込みを設定しました。

第2部 各論 第1章 障害福祉サービスにおける見込み

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第3期計画

サービス種類		区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	居宅介護	計画	3, 270. 5 時間	3, 636. 5 時間	4, 002. 5 時間
		実績	2, 463 時間	2, 693 時間	2, 832 時間
	重度訪問介護	計画	0 時間	0 時間	0 時間
		実績	0 時間	0 時間	0 時間
	同行援護	計画	0 時間	0 時間	0 時間
		実績	3 時間	37 時間	30 時間
	行動援護	計画	294. 5 時間	294. 5 時間	294. 5 時間
		実績	298 時間	277 時間	312 時間
	合 計	計画	3, 565 時間	3, 931 時間	4, 297 時間
		実績	2, 764 時間	3, 007 時間	3, 174 時間
重度障害者等包括支援	計画	0 人	0 人	0 人	
	実績	0 人日	0 人日	0 人日	

◆ 第4期計画

サービス種類		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	居宅介護	計画	121 人	124 人	127 人
			2,904 時間	2,976 時間	3,048 時間
	重度訪問介護	計画	1 人	2 人	3 人
			240 時間	480 時間	720 時間
	同行援護	計画	3 人	3 人	3 人
			30 時間	30 時間	30 時間
	行動援護	計画	13 人	14 人	15 人
			338 時間	364 時間	390 時間
	合 計	計画	138 人	143 人	148 人
			3,512 時間	3,850 時間	4,188 時間
重度障害者等包括支援	計画	1 人	2 人	3 人	
		30 人日	60 人日	90 人日	

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

2 日中活動系サービス

＜事業内容＞

生活介護

施設などにおいて、一定の障害があつて常時介護を要する人に対して、主として昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活能力の向上のために必要な援助を行います。

自立訓練（機能訓練）

身体障害や難病のある人に対し、施設や事業所などにおいて、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）

知的障害や精神障害のある人に対し、施設や事業所などにおいて、入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。

就労移行支援

就労を希望し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の障害のある人に対して、生産活動・職場体験などの活動の機会提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援A型

一般企業などに雇用されることが困難な障害のある人のうち、就労継続支援A型事業所との雇用契約に基づき就労する者に対して、生産活動などの活動の機会提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援B型

一般企業などに雇用されることが困難な障害のある人のうち、就労移行支援を利用して雇用に至らなかった人などに対して、生産活動などの活動の機会提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

療養介護

病院において、一定の障害があつて常時介護を要する人に対して、主として昼間において、病院で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

短期入所

介護者の疾病などの理由で、施設へ短期間の入所が必要な場合、障害のある人を短期間入所させて、入浴・排せつ・食事の介護、その他の必要な支援を行います。

第2部 各論 第1章 障害福祉サービスにおける見込み

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第3期計画

サービス種類	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	計画	5,726 人日	5,866 人日	6,006 人日
	実績	5,708 人日	5,824 人日	6,400 人日
自立訓練（機能訓練）	計画	66 人日	66 人日	66 人日
	実績	53 人日	5 人日	19 人日
自立訓練（生活訓練）	計画	326 人日	326 人日	326 人日
	実績	304 人日	257 人日	304 人日
就労移行支援	計画	862 人日	955 人日	1,048 人日
	実績	867 人日	592 人日	651 人日
就労継続支援 A 型	計画	250 人日	250 人日	250 人日
	実績	278 人日	259 人日	434 人日
就労継続支援 B 型	計画	2,530 人日	2,697 人日	2,864 人日
	実績	3,486 人日	4,157 人日	4,726 人日
療養介護	計画	2 人	2 人	2 人
	実績	25 人	24 人	25 人
短期入所	計画	240 人日	255 人日	270 人日
	実績	178 人日	253 人日	258 人日

◆ 第4期計画

利用実績、平均的な一人当たりの利用量、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、新たに就労移行支援を利用する見込数、地域の雇用情勢などを勘案して、利用者数や量の見込みを設定しました。

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	計画	353 人	383 人	416 人
		7,060 人日	7,660 人日	8,320 人日
自立訓練（機能訓練）	計画	3 人	3 人	3 人
		57 人日	57 人日	57 人日
自立訓練（生活訓練）	計画	17 人	18 人	19 人
		323 人日	342 人日	361 人日
就労移行支援	計画	35 人	40 人	44 人
		735 人日	840 人日	924 人日
就労継続支援 A 型	計画	33 人	35 人	37 人
		462 人日	490 人日	518 人日
就労継続支援 B 型	計画	322 人	373 人	432 人
		5,474 人日	6,341 人日	7,344 人日
療養介護	計画	25 人	25 人	25 人
短期入所（福祉型）	計画	34 人	36 人	38 人
		272 人日	288 人日	304 人日
短期入所（医療型）	計画	1 人	1 人	1 人
		2 人日	2 人日	2 人日

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

3 居住系サービス

<事業内容>

共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対し、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対し、主として夜間に、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第3期計画

サービス種類	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助	計画	61 人	69 人	77 人
	実績	61 人	68 人	78 人
施設入所支援	計画	235 人	241 人	247 人
	実績	222 人	217 人	215 人

◆ 第4期計画

利用実績、平均的な一人当たりの利用量、施設入所者の地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定しました。

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	計画	89 人	102 人	117 人
施設入所支援	計画	211 人	207 人	202 人



4 相談支援

<事業内容>

計画相談支援

障害福祉サービスなどを申請した障害のある人について、サービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

地域相談支援

◆ 地域移行支援

施設入所者や精神科病院に入院している精神障害者など、地域での生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保などの活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

◆ 地域定着支援

居宅において単身などで生活する障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、その他必要な支援を行います。

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第3期計画

サービス種類		区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援		計画	17 人	44 人	82 人
		実績	0 人	3 人	66 人
地域相談支援	地域相談支援	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	1 人	1 人
	地域定着支援	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

◆ 第4期計画

利用実績などを勘案して、利用者数を設定しました。

サービス種類		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援		計画	80 人	88 人	97 人
地域相談支援	地域移行支援	計画	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	計画	1 人	1 人	1 人

5 障害児通所支援・障害児相談支援

<事業内容>

児童発達支援

障害のある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援

肢体不自由で、理学療法などの機能訓練や医療的管理下での支援が必要である児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス

就学児で、授業の終了後や休業日に支援が必要な障害のある児童に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所などの施設を訪問し、専門的な支援を必要とする障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害のある児童について、障害児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

【サービスの見込み（一月当たり）】

◆ 第3期計画（計画内容にないため、実績のみ）

サービス種類	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援 医療型児童発達支援	実績	120 人日	212 人日	224 人日
放課後等デイサービス	実績	683 人日	931 人日	1,056 人日
保育所等訪問支援	実績	0 人日	0 人日	0 人日
障害児相談支援	実績	0 人	1 人	13 人

◆ 第4期計画

利用実績、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数や量の見込みを設定しました。

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援 医療型児童発達支援	計画	70 人 280 人日	88 人 352 人日	110 人 440 人日
放課後等デイサービス	計画	112 人 1,232 人日	131 人 1,441 人日	153 人 1,683 人日
保育所等訪問支援	計画	10 人 40 人日	10 人 40 人日	10 人 40 人日
障害児相談支援	計画	16 人	19 人	22 人

「人日」＝「延べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

第3章 地域生活支援事業における見込量

1 地域生活支援事業（必須事業）

（1）理解促進研修・啓発事業

<事業内容>

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画（計画内容にないため、実績のみ）

事業の種類	区分	平成 25 年度	平成 26 年度
理解促進研修・啓発事業	実績	あり	あり

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施予定	実施予定	実施予定

（2）自発的活動支援事業

<事業内容>

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、家族、地域住民などの地域における自発的な取り組みを支援します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画（計画内容にないため、実績のみ）

事業の種類	区分	平成 25 年度	平成 26 年度
自発的活動支援事業	実績	あり	あり

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	計画	実施予定	実施予定	実施予定

(3) 相談支援事業**<事業内容>****障害者相談支援事業**

障害のある人や障害のある人を介護する人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業を実施するにあたり、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。

基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、情報提供や相談などの業務を総合的にを行います。

基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

◆ 入居支援

不動産業者に対する物件あっせん依頼や家主との入居契約手続き支援を行います。

◆ 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。

第2部 各論 第3章 地域生活支援事業における見込量

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画（計画内容にないものは、実績のみ）

事業の種類	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	計画	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	実績	設置なし	設置なし	設置なし
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
住宅入居等支援事業	計画	5 人	5 人	5 人
	実績	0 人	0 人	0 人

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	計画	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	計画	設置予定	設置予定	設置予定
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画	1 か所	1 か所	1 か所
住宅入居等支援事業	計画	5 人	5 人	5 人

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

(4) 成年後見制度利用支援事業

<事業内容>

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者や精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費や後見人の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画

事業の種類	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	計画	3人	3人	3人
	実績	0人	0人	1人

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	計画	5人	5人	5人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

<事業内容>

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画（計画内容にないため、実績のみ）

事業の種類	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度法人後見支援事業	実績	なし	なし	なし

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施予定	実施予定	実施予定

第2部 各論 第3章 地域生活支援事業における見込量

(6) 意思疎通支援事業

<事業内容>

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

◆ 手話通訳者派遣

国が認定する手話通訳士、都道府県が認定する手話通訳者、市町村や都道府県が認定する手話奉仕員を派遣します。

◆ 要約筆記者派遣

都道府県が認定する要約筆記者、市町村や都道府県が認定する要約筆記奉仕員を派遣します。

【事業の見込み（年間）】

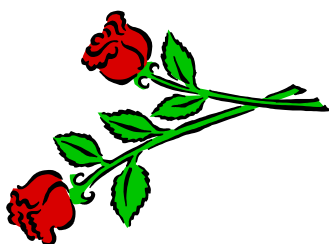
◆ 第3期計画

事業の種類		区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者 派遣	計画	70人	75人	80人
		実績	46人	39人	33人
	要約筆記者 派遣	計画	25人	30人	35人
		実績	4人	6人	5人

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者 派遣	計画	60人	60人	60人
	要約筆記者 派遣	計画	30人	30人	30人



第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

(7) 日常生活用具給付等事業

<事業内容>

障害のある人に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

- ◆ 介護・訓練用支援用具（特殊寝台など）
- ◆ 自立生活支援用具（入浴補助用具など）
- ◆ 在宅療養等支援用具（たん吸引器など）
- ◆ 情報・意思疎通支援用具（盲人用時計、人工喉頭など）
- ◆ 排泄管理支援用具（ストマ用装具など）
- ◆ 住宅改修費（段差解消、手すりなど）

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画

事業の種類	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練用支援用具	計画	14 件	14 件	14 件
	実績	10 件	7 件	14 件
自立生活支援用具	計画	48 件	48 件	48 件
	実績	13 件	15 件	14 件
在宅療養等支援用具	計画	37 件	37 件	37 件
	実績	21 件	36 件	39 件
情報・意思疎通支援用具	計画	24 件	24 件	24 件
	実績	15 件	20 件	21 件
排泄管理支援用具	計画	2,320 件	2,320 件	2,320 件
	実績	1,978 件	2,128 件	2,367 件
住宅改修費	計画	12 件	12 件	12 件
	実績	4 件	2 件	2 件
合 計	計画	2,455 件	2,455 件	2,455 件
	実績	2,041 件	2,208 件	2,457 件

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練用支援用具	計画	15 件	16 件	17 件
自立生活支援用具	計画	15 件	16 件	17 件
在宅療養等支援用具	計画	41 件	43 件	45 件
情報・意思疎通支援用具	計画	22 件	23 件	24 件
排泄管理支援用具	計画	2,870 件	2,985 件	3,104 件
住宅改修費	計画	3 件	4 件	5 件
合 計	計画	2,966 件	3,087 件	3,212 件

第2部 各論 第3章 地域生活支援事業における見込量

(8) 手話奉仕員養成研修事業

<事業内容>

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語いや手話表現技術を習得した人を養成します。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画（計画内容にないため、実績のみ）

事業の種類	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話奉仕員養成研修事業	実績	25件	20件	20件

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	計画	30件	30件	30件

(9) 移動支援事業

<事業内容>

地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

【事業の見込み（一月当たり）】

◆ 第3期計画

事業の種類	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	計画	25人	30人	30人
		200時間	250時間	250時間
	実績	21人	22人	24人
		175時間	192時間	198時間

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	計画	35人	35人	35人
		250時間	250時間	250時間

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

<事業内容>

障害のある人を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域生活支援の促進を図ります。

◆ 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。

◆ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

◆ 地域活動支援センターⅢ型

概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が図られている地域の障害者団体などが、地域で生活する障害のある人の援護対策として、通所による援護事業を行います。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画

事業の種類		区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター 機能強化事業	Ⅰ型	計画	1 か所	1 か所	1 か所
			100 人	100 人	100 人
		実績	1 か所	1 か所	1 か所
			13 人	12 人	15 人
	Ⅱ型	計画	2 か所	2 か所	2 か所
			240 人	250 人	250 人
		実績	2 か所	2 か所	1 か所
			216 人	212 人	120 人
	Ⅲ型	計画	1 か所	1 か所	1 か所
			180 人	180 人	180 人
		実績	1 か所	1 か所	2 か所
			21 人	67 人	138 人

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター 機能強化事業	Ⅰ型	計画	1 か所	1 か所	1 か所
			20 人	20 人	20 人
	Ⅱ型	計画	1 か所	1 か所	1 か所
			150 人	150 人	150 人
	Ⅲ型	計画	2 か所	2 か所	2 か所
			150 人	150 人	150 人

第2部 各論 第3章 地域生活支援事業における見込量

2 地域生活支援事業（任意事業）

(1) 日常生活支援

ア 訪問入浴サービス事業

<事業内容>

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画

事業の種類	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	計画	10 人	10 人	10 人
		500 回	500 回	500 回
	実績	10 人	10 人	8 人
		809 回	798 回	867 回

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	計画	10 人	10 人	10 人
		900 回	900 回	900 回

イ 日中一時支援事業

<事業内容>

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画

事業の種類	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	計画	40 人	45 人	45 人
		2,700 回	2,800 回	2,800 回
	実績	54 人	40 人	29 人
		2,556 回	1,835 回	1,560 回

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	計画	40 人	45 人	45 人
		2,000 回	2,200 回	2,200 回

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

ウ その他日常生活支援

(ア) 生活サポート事業

<事業内容>

障害福祉サービスの居宅介護などが提供対象でない人の中で、日常生活への支援を行わなければ、本人の生活に支障を来すおそれのある人に対して、市の判断で居宅介護従事者などを派遣し、必要な支援（生活援助・家事援助）を行います。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画

事業の種類	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活サポート事業	計画	7人	7人	7人
		252時間	252時間	252時間
	実績	0人	0人	0人
		0時間	0時間	0時間

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活サポート事業	計画	7人	7人	7人
		252時間	252時間	252時間

(イ) 福祉機器リサイクル事業

<事業内容>

公的給付（補装具など）が非該当である人に対し、不要となった福祉機器（介護用ベッド、車いすなど）を譲渡し、再利用することで資源の活用を図ります。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画

事業の種類	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉機器リサイクル事業	計画	登録 10台	10台	10台
		利用 10台	10台	10台
	実績	登録 10台	10台	10台
		利用 3台	9台	10台

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉機器リサイクル事業	計画	登録 10台	10台	10台
		利用 10台	10台	10台

第2部 各論 第3章 地域生活支援事業における見込み

(2) 社会参加支援

社会参加促進事業

＜事業内容＞

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇などに資するため、また、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会などを提供します。

点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳、音声訳などの方法により、地方公共団体などの広報、障害者関係事業の紹介、生活情報など地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

自動車運転免許取得助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

自動車改造助成事業

自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

その他社会参加促進事業

そのほか、障害のある人の社会参加の促進に必要な事業を行います。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画（計画内容にないため、実績のみ）

事業の種類		区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		実績	1件	1件	1件
点字・声の広報等発行事業	点訳	実績	5人	5人	5人
	音訳	実績	20人	19人	19人
自動車運転免許取得助成事業		実績	3件	2件	0件
自動車改造助成事業		実績	4件	6件	1件
その他社会参加促進事業		実績	8件	7件	7件

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		計画	1件	1件	1件
点字・声の広報等発行事業	点訳	計画	5人	5人	5人
	音訳	計画	20人	20人	20人
自動車運転免許取得助成事業		計画	4件	4件	4件
自動車改造助成事業		計画	6件	6件	6件
その他社会参加促進事業		計画	7件	7件	7件

第2部 各論

第3章 地域生活支援事業における見込量

(3) 就業・就労支援

ア 更生訓練費給付事業

<事業内容>

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人に対し、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ります。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画

事業の種類	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
更生訓練費給付事業	計画	10人	10人	10人
	実績	7人	9人	8人

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付事業	計画	12人	12人	12人

イ 知的障害者職親委託事業

<事業内容>

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者などの私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練などを行うことによって、就職に必要な素地を与えると同時に、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

【事業の見込み（年間）】

◆ 第3期計画

事業の種類	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障害者職親委託事業	計画	2人	2人	2人
	実績	0人	0人	0人

◆ 第4期計画

地域における社会資源の状況や利用実績などを勘案して、見込みを設定しました。

事業の種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障害者職親委託事業	計画	2人	2人	2人

第4章 サービス見込量確保のための方策

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービスにおける見込量確保の方策

居宅介護、行動援護、重度訪問介護などの訪問系サービスに関する情報提供に努めるとともに、障害の種別によらないサービス事業者の参入を働きかけ、サービス実施事業者の確保に努めていきます。

また、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

(2) 日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

就労機会の拡充に向け、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体・企業などと連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

また、障害のある人が地域で生活が続けていくうえで、障害特性や一人一人の意欲、適性、能力などに応じて、働く場や活動の場が身近なところにあることが望まれます。このため、一般企業などへの就職が困難な障害のある人を対象とする福祉的就労の場の確保やサービス事業所の安定運営を図るとともに、福祉的就労の場や特別支援学校（養護学校）などから地域の企業・事業所への一般就労に向けたより一層の促進、就職後の安定就労を図るため、市内における就労支援体制の確立に努めます。

(3) 居住系サービスにおける見込量確保の方策

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム）について、地域の理解を深めながら、整備を推進し、必要なサービス量の確保に努めていきます。また、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに努めていきます。

一方、施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

(4) 障害児通所支援における見込量確保の方策

障害が発見されて、早期に療育が必要である対象者が、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を通して、適切な時期に適切な療育を受けることができるように、相談支援体制の充実にも努めます。

(5) 相談支援・障害児相談支援における見込量確保の方策

障害のある児童を含む障害福祉サービスの利用者が、個別の状況に応じたサービス利用ができるよう相談支援事業所と連携し、障害のある人が一人一人の生活状況や必要な支援を適切に提供できるよう、家族、行政、サービス事業所、学校関係者、医療機関など関係者・関係機関が相談支援に相互に関わり、地域での生活を支援します。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業には、実施が義務づけられている必須事業及び自治体の裁量により実施する任意事業があります。

本市は、地域生活支援事業の実施にあたり、これまでのサービス水準を確保するとともに、サービスの利用状況や地域における福祉基盤の整備状況などを勘案しながら、実情に応じた事業展開を図ります。また、鹿児島県の地域生活支援事業と整合を図り、障害福祉サービスと組み合わせた効果的な利用ができるよう取り組みます。

また、自立支援にあたっては、障害のある人個々の状態やニーズに対応するとともに、その自己選択・自己決定の尊重に努めます。

3 地域生活支援拠点等の整備

「面的な体制」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）により、地域生活支援拠点等の整備を行います。

基幹相談支援センターを中心として、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制を強化するため、医療機関、教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関と連携します。

分担する機能	担 当 機 関
① 地域生活への移行、親元からの自立などに係る相談	◆ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター ◆ 指定特定相談支援事業所 ◆ おおすみ障害者就業・生活支援センター ◆ ハローワーク（公共職業安定所） ◆ 特別支援学校（養護学校）
② 一人暮らし、グループホームへの入居などの体験の機会及び場の提供	◆ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター ◆ 指定特定相談支援事業所 ◆ おおすみ障害者就業・生活支援センター ◆ 共同生活援助事業所 ◆ 特別支援学校（養護学校）
③ ショートステイの利便性・対応力の向上などによる緊急時の受入対応体制の確保	◆ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター ◆ 短期入所事業所 ◆ 医療機関
④ 人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保	◆ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター ◆ 指定特定相談支援事業所 ◆ 居宅介護事業所
⑤ サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置などによる地域の体制づくり	◆ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター ◆ 指定特定相談支援事業所 ◆ 障害者支援施設

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制整備 【計画（Plan）】

障害のある人やその家族などに対する各種サービスの充実を目指し、市内の保健・福祉・医療・教育・雇用・まちづくりなどの関係課の連絡調整や関係機関との連携をより一層強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

2 事業実施及び計画の進行管理 【実行（Do）】

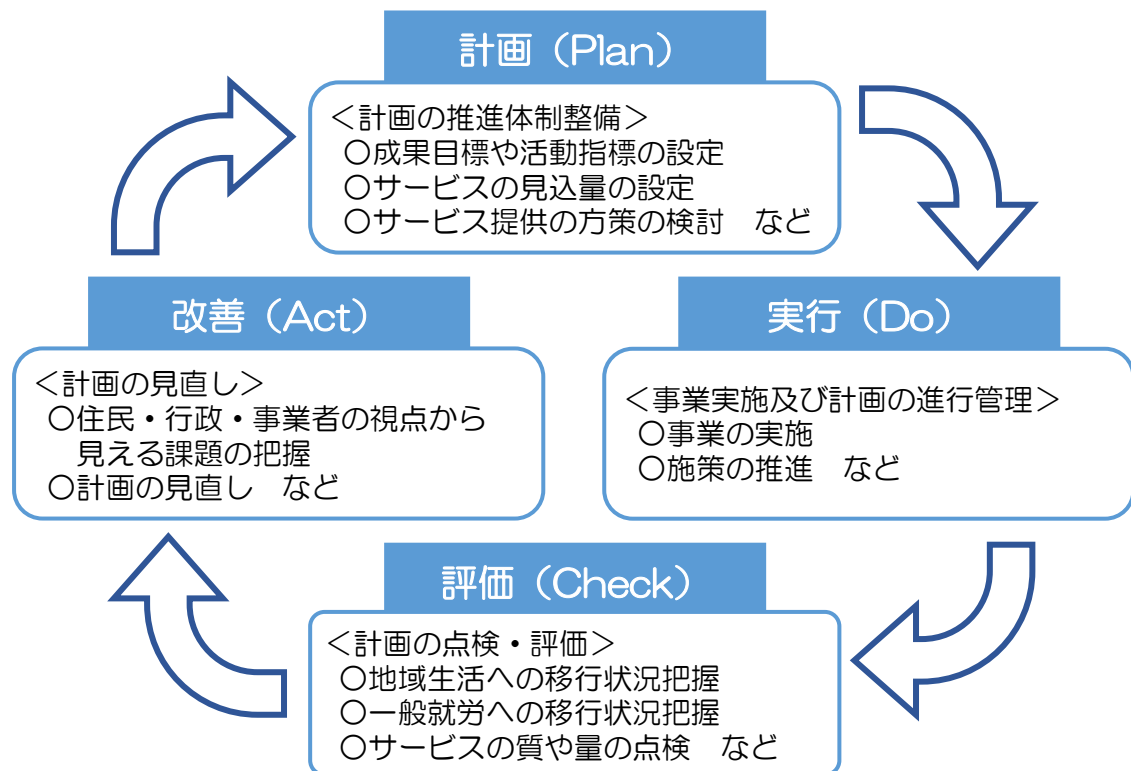
策定した計画の内容を踏まえて、目標達成に向けて施策を推進していきます。また、新しい計画の周知を図ることや、評価のために実績把握のための準備などを行います。

3 計画の点検・評価 【評価（Check）】

本計画を着実に推進していくため、障害者基本計画策定委員会において施策の進捗状況を把握します。また、事務局となる福祉政策課が実施結果のとりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

4 計画の見直し 【改善（Act）】

計画期間中においても、障害がある人のニーズの多様化、社会経済状況の変化など本市や障害のある人を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされるときは、国や県の動向を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うものとします。



策定委員会

1 策定委員会設置要綱

鹿屋市障害者基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法に基づく障害者の自立と社会参加の支援に関する障害者基本計画等の策定及び推進を図るため、鹿屋市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者基本計画の策定に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他上記の計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉団体の関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 福祉ボランティア
- (7) 市民公募による者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3部 資料編 第1章 策定委員会

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日告示第25号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 策定委員会名簿

＜鹿屋市障害者基本計画策定委員会 名簿＞

No.	委員区分	所 属	職種・資格等	氏 名
1	福祉団体	串良町身体障害者連絡協議会	会長	宮ヶ原 良雄
2	福祉団体	鹿屋市手をつなぐ育成会	会長	花木 正利
3	福祉団体	肝属地区精神障害者福祉促進の会	会長	小蓬原 昭雄
4	福祉団体	NPO 法人 ワーカーズ・コープ ゆらおう	代表	横峯 真由美
5	福祉団体	NPO 法人 愛あいネット	代表	柳井谷 昭平
6	福祉団体	鹿屋市民生委員児童委員協議会	会長	渡辺 正人
7	保健医療関係	鹿屋市医師会	医師	小倉 修
8	保健医療関係	保健師又は看護師	保健師	原田 雅子
9	市民団体	鹿屋市町内会連絡協議会	会長	串田 輝男
10	教育関係	鹿屋養護学校	校長	迫 武仁
11	雇用関係	鹿屋商工会議所	総務課長	茅島 健一
12	雇用関係	ハローワーク（鹿屋公共職業安定所）	上席職業指導官	内田 輝隆
13	雇用関係	太平温泉	専務	有園 スミエ
14	福祉関係	肝属地区障害者総合相談支援センター(身体)	社会福祉士	前田 富美子
15	福祉関係	肝属地区障害者総合相談支援センター(知的・児)	社会福祉士	江之口 博行
16	福祉関係	肝属地区障害者総合相談支援センター(精神)	精神保健福祉士	神田 康子
17	福祉関係	障害者支援施設 桜町学園	施設長	指宿 興一
18	福祉関係	障害者支援施設 陵北荘	施設長	平田 いつみ
19	学識経験者	鹿屋市社会福祉協議会	会長	浜田 保
20	福祉ボランティア		福祉専門学校経験	前原 和彦
21	市民公募		保健師	小牟田 ミドリ
22	市民公募		在宅就労企業経営	下平瀬 哲郎
23	市民公募		介護経験	横山 ひとみ
24	市民公募		診療情報管理士	大久保 力
25	市民公募		理学療法士	橋元 直也

鹿屋市障害福祉計画 (第4期)

平成27年度～平成29年度

作成 平成27年3月

発行 **鹿児島県 鹿屋市**

保健福祉部 福祉政策課

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

T E L 0994-43-2111

F A X 0994-43-2111

ホームページ <http://www.e-kanoya.net>
